

令和6年度

留萌振興局管内

公共土木施設の維持管理基本方針
に基づく「実施計画」

- ・事業課
- ・羽幌出張所
- ・遠別出張所

令和6年4月

留萌建設管理部

維持管理実施計画

目 次

1. 各出張所等	共通事項	-----	2
2. 各出張所等	個別事項		
	(1)事業課	-----	8
	(2)羽幌出張所	-----	3 8
	(3)遠別出張所	-----	6 8

1. 各出張所等 共通事項

【共通】

1. 実施計画策定の考え方	-----	3
(1) 基本方針策定の背景、趣旨	-----	3
(2) 基本方針の考え方	-----	3
(3) 実施計画の作成	-----	3
2. 維持管理について	-----	4
(1) 維持管理の必要性	-----	4
(2) 維持管理区分の設定	-----	5
3. パトロール業務	-----	5
(1) パトロール業務と維持管理	-----	5
(2) パトロールの種類	-----	6
(3) パトロール実施頻度	-----	7

1. 実施計画策定の考え方

(1) 基本方針策定の背景、趣旨

道財政を巡る厳しい状況から、公共土木施設の維持管理予算は平成10年度をピークに、平成20年度では、約1/2の規模となっており、道においては、維持管理コストの縮減等を図るため、除雪出動基準の見直しや、道路の草刈り、路面清掃回数の縮減など、維持管理水準の見直しに取り組んできたところではありますが、「除雪の出動基準や運搬排雪基準の見直しによって道路の走行性が悪くなった」、「草刈り回数の見直しによって見通しが悪くなった」といった道民からの苦情も増加している状況です。

このようなことを踏まえて、公共土木施設の維持管理を、これまで以上に効率的・効果的に行っていくため、道路や河川など施設ごとの維持管理作業を体系化し、作業内容に維持管理水準を設定するなど、今後の維持管理に対する道の基本的な考え方を明らかにするため、平成21年度から「公共土木施設の維持管理基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。

(2) 基本方針の考え方

- 公共土木施設に係る多様な維持管理作業について、作業の仕方により4つの維持管理区分（予防管理型、対症管理型、日常管理型、必要経費*）に分類するとともに、その区分に応じて、作業内容別に水準を設定し、今後の維持管理に対する道の基本的な考え方を明らかにします。

*必要経費は維持管理作業ではないが、施設を維持していくために必要な経費

- 設定した作業内容別の維持管理水準に基づき、施設の利用状況や地域の意向等を踏まえ、維持管理の進め方を明らかにする実施計画を作成し、効率的で効果的な維持管理に取り組んでいきます。

- 毎年度、維持管理の実施状況等を把握・検証しながら、必要に応じて実施計画の見直しを行います。

また、基本方針についても、必要がある場合は、見直しを行います。

(3) 実施計画の作成

基本方針では、「設定した作業内容別の維持管理水準に基づき、施設の利用状況や地域の意向を踏まえ、維持管理の進め方を明らかにする実施計画を作成し、効率的で効果的な維持管理に取り組んでいく」こととしており、このような背景、経過から、この実施計画を作成しています。

2. 維持管理について

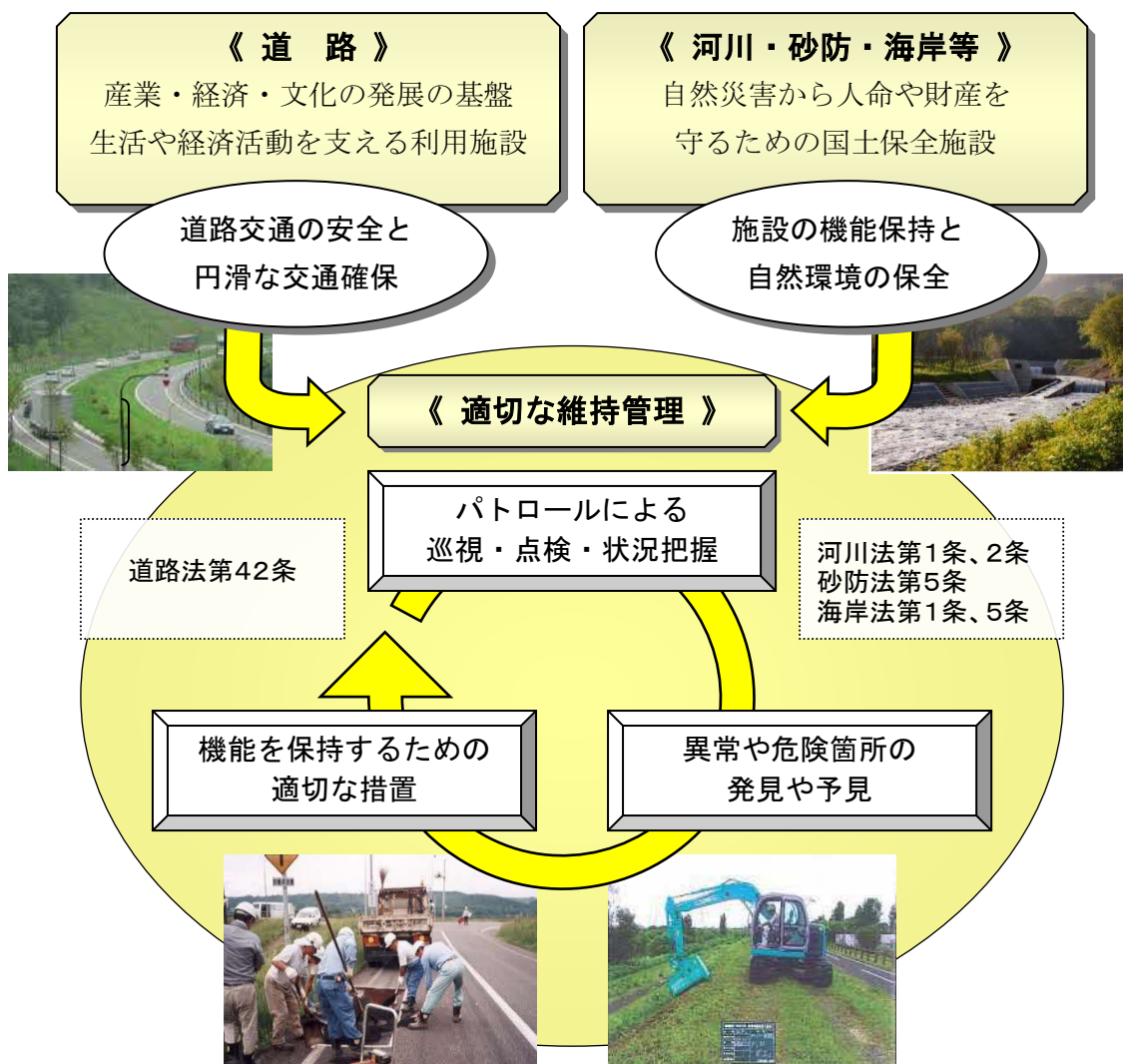
(1) 維持管理の必要性

道路や橋梁などの道路施設は、産業・経済・文化の発展の基盤であり、生活や経済活動に与える影響が大きく、施設を保全し、安全で円滑な交通の確保を図っていくためには、適切な維持管理が必要となります。

また、堤防、護岸などの河川・砂防・海岸施設等は、自然災害等から人命や財産を守るための災害防止や、流水の正常な機能の維持、施設の適正な利用、施設周辺環境の保全などを図っていくために、本来の機能が常に発揮されるよう、適切な維持管理が必要となります。

そのため、施設管理者は、法令に従い、道民生活や経済活動に深刻な影響が生じることのないよう、パトロールによる日常的な巡視や定期的な点検、施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、適切な措置を行います。

図 1 維持管理の必要性



(2) 維持管理区分の設定

維持管理に関する業務は、広く多様なものであることから、大きく次の4つに分類しています。

①「予防管理型」

施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に補修を行い、健全な状態に回復させます。

②「対症管理型」

劣化が進行し、施設の機能に影響が及ぶ場合に補修を行い、健全な状態に回復させます。

③「日常管理型」

施設の劣化に関係ないが、その状態を放置すると、施設の機能や周辺環境に悪影響が及ぶ場合に対処し、健全な状態に回復させます。

④「必要経費」

その他、施設を維持するための必要となる経費を計上します。

3. パトロール業務

(1) パトロール業務と維持管理

公共土木施設の本来の機能が発揮され、常時良好な状況を保つために、道では、「北海道公物管理業務実施要綱」及びこれに伴う要領に基づいて、パトロールを計画的に実施しており、パトロール中に異常及び危険箇所を発見した場合には、必要な応急措置等を行っています。

このパトロールによる結果と、設定した作業内容別の維持管理水準に基づき維持管理に取り組んでいきます。

(2) パトロールの種類

パトロールの種類は、下記のとおり区分されています。

- ① 通常パトロール
平常時における公物の状況、利用状況、許認可に係る工事の実施状況、占用物件等の敷設状況及び許可条件の遵守の状況等を把握するために実施。
- ② 定期パトロール
主要構造物の細部の状況を把握するために実施。
- ③ 夜間パトロール
夜間における公物の状況及び利用状況を把握するために実施。
- ④ 異常時パトロール
台風、豪雨、豪雪、地震等により、交通障害もしくは災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の公物の状況及び利用状況を把握し、適切な措置を講ずるために実施。

※「パトロール」とは、所管区域の公共施設及びその利用状況等を車上又はボートからの目視又は徒歩により巡視することをいいます。

※パトロール頻度は、施設毎に設定しています。

また、パトロール中の措置も実施要綱により、下記のとおり定められています。

- 異常、危険箇所の発見 → 緊急、重要な事項は直ちに報告。
軽微なものは応急措置。
- 占用工事に係る支障 → 報告、応急措置、原因者への対応。
- 不法行為の発見 → 報告、応急措置、原因者への対応。



(3) パトロール実施頻度

① 道路

通常パトロールについて、市街地のうち「D I D地区」を有する区間は、毎日、その他の区間は、週3回の頻度で実施する。

定期パトロールについて、主要構造物等*は、年1回の頻度で実施する。

*橋梁、横断歩道橋、トンネル・シェッド等、大型カルバート等

② 河川

通常パトロールについて、都市河川（D I D地区、これに概ね1 kmで隣接する人口集中地区に係る河川及びD I D地区が河川の氾濫により被害を受けることが想定される河川等）は、原則週1回の頻度で、その他の河川は、原則月1回の頻度で実施する。

定期パトロールについて、主要構造物等*の確認は、出水期前後に実施する。

*堤防、堰、床止め、水門、樋門、樋管、護岸、根固め等

③ 砂防

通常パトロールについて、市街地・利用頻度の高い地域は原則週1回、それ以外の市街地は原則月1回の頻度で、その他の地域は、原則年1回の頻度で実施する。

定期パトロールについて、主要構造物等*は、年1回の頻度で実施する。

*砂防えん堤、床固め工、遊砂地工、床止め、導流堤、魚道等

④ 地すべり

通常パトロールについては、全箇所を原則年1回の頻度で実施する。

定期パトロールについては、主要構造物等*は年1回の頻度で実施する。

*横ボーリング工、集水井工、排土工、切土法面、法面保護施設、擁壁等

⑤ 急傾斜

通常パトロールについては、全箇所を原則月1回の頻度で実施する。

定期パトロールについては、主要構造物等*は年1回の頻度で実施する。

*切土法面、法面保護施設、擁壁等

⑥ 海岸

通常パトロールについては、海岸保全施設が設置されていて、利用度の高い地域等は原則週1回、その他の地域は原則月1回の頻度で実施する。

また、海岸保全施設が設置されていない地域は、必要の都度実施する。

定期パトロールについては、主要構造物等*は年1回の頻度で実施する。

*護岸、堤防、突堤、消波堤、消波工、離岸堤、潜堤等